

## II. 世界遺産条約一覧表

### II.A 世界遺産の定義

#### 文化遺産及び自然遺産

45. 文化遺産及び自然遺産とは世界遺産条約第一条及び第二条に定義される資産をいう。

#### 第一条

この条約の適用上、「文化遺産」とは、次のものをいう。

記念物<sup>2</sup> 建築物、記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古学的な性質の物件及び構造物、金石文、洞穴住居ならびにこれらの物件の組み合わせであって、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

建造物群 独立した建造物の群又は連続した建造物の群であって、その建築様式、均質性又は景観内の位置のために、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

遺跡 人間の作品、自然と人間との共同作品及び考古学的遺跡を含む区域であって、歴史上、芸術上、民族学上又は人類学上顕著な普遍的価値を有するもの

#### 第二条

この条約の適用上、「自然遺産」とは、次のものをいう。

物理的な生成物、生物の生成物又はそれらの群から成る自然物であって、鑑賞上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

地質学的、地形学的形成物及び絶滅のおそれのある動植物種の生息地を構成する区域が明確な地域であって、学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有するもの

自然地及び区域が明確な自然の地域であって、学術上、保全上、又は自然美において顕著な普遍的価値を有するもの

<sup>2</sup> 記念工作物と訳されることもあるが、本作業指針訳中では「記念物」という訳語を採用した。

## 複合遺産

46. 条約の第1条、第2条に規定されている文化遺産及び自然遺産の定義（の一部）の両方を満たす場合は、「複合遺産」とみなす。

## 文化的景観

47. 文化的景観は、文化的資産<sup>3</sup>であって、条約第1条のいう「自然と人間との共同作品」に相当するものである。人間社会又は人間の居住地が、自然環境による物理的制約のなかで、社会的、経済的、文化的な内外の力に継続的に影響されながら、どのような進化をたどってきたのかを例証するものである。 . 付属資料3参照

## 動産遺産

48. 現在不動産の遺産であっても、将来動産となる可能性があるものの登録推薦は検討対象としない。

## 顕著な普遍的価値

49. 顕著な普遍的価値とは、国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつような、傑出した文化的な意義及び/又は自然的な価値を意味する。従って、そのような遺産を恒久的に保護することは国際社会全体にとって最高水準の重要性を有する。委員会は、世界遺産一覧表に資産を登録するための基準の定義を行う。
50. 締約国は、「顕著な普遍的価値」を有すると考えられる文化的資産及び/又は自然資産について、世界遺産一覧表への登録推薦書を提出するよう求められる。
51. 世界遺産一覧表に資産を登録する場合は、委員会は「顕著な普遍的価値の宣言」を採択する（第154段落参照）。同宣言は、当該資産の保護管理を効果的に進めていくにあたっての根拠を示すものとなる。
52. 条約は、重大な価値を有する資産のすべてを保護することをめざすものではなく、国際的な見地からみて最も顕著な価値を有する資産を選定し、それらを保護するものである。国家的に重要な資産や地域において価

---

<sup>3</sup> cultural properties は「文化財」の英訳として用いられるが、本作業指針では、文化財保護法における文化財と区別するため、「文化的資産」と訳した。

値を有する資産が自動的に世界遺産一覧表に登録されるものではない。

53. 委員会に提出された登録推薦書は、当該遺産の保存に対して締約国がその力の及ぶ範囲で完全にコミットすることを示さなければならない。このことは、資産及びその顕著な普遍的価値を保護することを目的とした適切な、政策上、法的、科学的、技術的、行政的、税制的措置の採用又は提案により示されなければならない。

## II.B 世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保

54. 委員会は、第26回会合（ブダペスト、2002年）で採択した戦略目標に則って、世界遺産一覧表における不均衡を是正し、代表性、信用性を確保するよう努める。

「世界遺産に関するブダペスト宣言」（2002）参照  
[http://whc.unesco.org/en/budapest\\_declaration](http://whc.unesco.org/en/budapest_declaration)（英語）

### 世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバルストラテジー

55. 世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバルストラテジー（The Global Strategy for a Representative, Balanced and Credible World Heritage List）は、世界遺産一覧表に残る主なギャップを特定し、その穴を埋めることを意図している。そのために、より多くの国が条約締約国となり、第62段落に規定されている暫定リスト及び世界遺産一覧表登録推薦書を作成することを促進する（<http://whc.unesco.org/en/globalstrategy> 参照）。

代表性のある世界遺産一覧表のための「グローバルストラテジー」及びテーマ別研究に関する専門家会議（1994年6月20日－22日）報告書は、世界遺産委員会大18回会合において採択された（ブダペスト、1994年）。

グローバルストラテジーは当初文化遺産を想定して作成が進められたが、その後、世界遺産委員会の要請により、自然遺産及び複合遺産を包括するように拡大された。

56. 締約国及び諮問機関は、事務局その他のパートナーと協力してグローバルストラテジーの履行に参加することが求められる。この目的のために、地域別、テーマ別のグローバルストラテジー会議が開催され、比較研究及びテーマ別研究が行われている。これらの会議及び研究の成果は、締約国が暫定リスト及び登録推薦書を作成する際の助けとなるよう公開されている。世界遺産委員会に提出された、専門家会議の報告書や研究の成果は、次のウェブアドレスから入手できる。  
<http://whc.unesco.org/en/globalstrategy>（英語）

57. 世界遺産一覧表において、文化遺産と自然遺産との間に均衡を保つため、あらゆる努力を払う必要がある。
58. 世界遺産一覧表に登録される資産の合計数に、制限は課されていない。

#### その他の措置

59. 世界遺産一覧表における不均衡を是正し、代表性と信用性を確保するため、締約国は各国の遺産がすでに一覧表に十分代表されているかどうか検討し、もし十分代表されているようであれば、下記により追加の登録推薦書提出の間隔をあけるように求められる。

第12回締約国会議(1999)採択決議参照

- a) 自発的取組みとして、締約国自身が定める条件に従って登録推薦の間隔をあけること。
- b) 申請を、十分代表されていない分野の資産に限定すること。
- c) 各登録推薦を、十分代表されていない締約国の登録推薦にリンクさせること。
- d) 新たな登録推薦の提出を一時的に自粛すること。

60. 世界遺産一覧表に十分代表されていない顕著な普遍的価値を有する遺産をもつ締約国は、以下のように求められる。

第12回締約国会議(1999)採択決議参照

- a) 暫定リストの作成及び登録推薦書の作成を優先事項とすること。
- b) 技術的知見の交換のための地域間協力体制を開始、強化すること。
- c) 二国間協力及び多数国間協力を推進して、遺産の保護、保守、管理を担当する機関の専門的知見知識や技術的能力を高めること。
- d) 世界遺産委員会会合に可能な限り参加すること。

61. 委員会は、実験的措置及び移行措置として以下のメカニズムを第30回会合(2006年)に適用することを決定した。

決議 24 COM VI.2.3.3, 28 COM 13.1 及び 7 EXT.COM 4B.1 参照

- a) 1 締約国につき推薦登録書 2 件までの審査とする（但し、2 件を提出する場合、うち 1 件は自然遺産とする）。
- b) 委員会が審査を行う登録推薦案件数を年間 45 件までとする。この数には、委員会の前回会合で登録延期又は情報照会にふされた登録推薦及び登録範囲の拡張（軽微な変更を除く）、国境と超える資産の登録推薦、連続性のある資産の登録推薦が含まれる。
- c) 又、以下の優先順位を適用する。
  - i) 一覧表登録資産をもたない締約国から提出された資産の登録推薦
  - ii) 全く代表されていない、又は比較的代表的されていないカテゴリーの資産登録推薦
  - iii) その他の登録推薦
  - iv) 優先順位を適用するにあたり、委員会によって設定される登録推薦数に到達したカテゴリーについては、完全な登録推薦書が受理された日付けを、二次的な判定要因として使用する

なお、本決議は、第 31 回会合（2007 年開催）において見直しを行う。

## II.C 暫定リスト

### 手続き及び書式

- 62. 暫定リストとは、各締約国が世界遺産一覧表へ登録することがふさわしいと考える、自国の領域内に存在する資産の目録である。従って、締約国は各自の暫定リストに、顕著な普遍的価値を有する文化遺産又は自然遺産であると考えており、将来登録推薦を行う意思のある資産の名称を示す必要がある。  
世界遺産条約第 1 条、第 2 条及び第 11 条第 1 項参照
- 63. 締約国の暫定リストにすでに記載されていない資産の世界遺産一覧表への登録推薦は検討に付されない。  
決議 24COM para.VI.2.3.2 参照
- 64. 締約国は、遺産管理者、地方自治体、地域のコミュニティ、NGO、その他の利害関係者、協力者を含む幅

広い関係者の参加を得て、暫定リストの作成を行うことが推奨される。

65. 締約国は、出来れば少なくとも登録推薦を行う 1 年前までに、事務局に暫定リストを提出すること。<sup>4</sup>又、締約国は、少なくとも 10 年ごとに自国の暫定リストの見直しを行い再提出することが望ましい。
66. 締約国は、付属資料 2 の標準書式を使用して英語またはフランス語で暫定リストを作成し、提出すること。同リストには、資産の名称、地理的な位置、資産の簡単な説明、顕著な普遍的価値の根拠を記載すること。
67. 締約国は、完成した暫定リストにしかるべく署名をし、原本を次の宛先に提出すること。

#### **UNESCO World Heritage Centre**

7, place de Fontenoy

75352 Paris 07 SP

France

Tel: +33 (0) 1 4568 1136

E-mail: wh-tentativelists@unesco.org

68. 提供されてた情報に欠落がなければ、暫定リストは事務局に登録され、関係諮問機関に伝達される。又、すべての国の暫定リストの要約が毎年作成され、委員会に提示される。事務局は、関係締約国と協議し、記録の更新を行う。特に、世界遺産一覧表へ登録が完了した資産及び推薦されたが世界遺産への登録が認められなかった資産の暫定リストからの削除を行う。 決議 7 EXT.COM 4A 参照
69. 締約国の暫定リストは次のウェブサイト<sup>4</sup>に公開されている。 <http://whc.unesco.org/en/tentativelists> (英語・仏語) 決議 27 COM 8A 参照

#### 計画・審査ツールとしての暫定リスト

70. 暫定リストは将来の登録推薦についての示唆を与えるものであり、締約国、世界遺産委員会、事務局、諮問機関にとって、有用かつ重要な計画ツールである。

---

<sup>4</sup> 暫定リストの提出期限に係る本規定は、個々の資産登録に適用されるものか（ある資産を登録する 1 年前に当該資産が暫定リストに掲載されていることが望ましい）、締約国ごとに既定されるものか（暫定リストを事務局に提出していない締約国が登録推薦を行う場合は、できるだけ 1 年前までに暫定リストを提出すること）については英文の原文にもあいまいさがある。

71. 締約国は、委員会の要請に基づいて、世界遺産一覧表におけるギャップ把握のために行われた ICOMOS 及び IUCN による世界遺産一覧表・暫定リストの分析を参照することが奨励される。これにより世界遺産候補資産のテーマ、地域、地政文化的区分<sup>5</sup>、生物地理区分<sup>6</sup>の比較を行うことが可能である。
- 決議 24 COM para. VI.2.3.2(ii) 参照  
世界遺産センター文書 WHC-04/28.COM/13.B I 及び II 参照  
<http://whc.unesco.org/archive/2004/whc04-28com-13b1e.pdf>  
<http://whc.unesco.org/archive/2004/whc04-28com-13b2e.pdf>
72. 加えて、締約国は、諮問機関によって実施されている特定のテーマ別研究を参考とすることが奨励される（第 147 段落参照）。これらの研究は、締約国から提出された暫定リストのレビュー、暫定リストの統合に関する会議の報告書、また、諮問機関及び資格を有する機関や個人により行われたその他の技術研究を情報源としている。過去に行われたこれらの研究の一覧表は、次のウェブサイトに掲載されている。  
<http://whc.unesco.org/en/globalstrategy>（英語）
73. 締約国は、地域ごと及びテーマごとに暫定リストの統合を図るよう奨励される。暫定リストとの統合とは、締約国が、ギャップや共通のテーマを把握するために、諮問機関の支援のもと集団でそれぞれの暫定リストの評価を行うプロセスである。統合の成果として、暫定リストの改善や、締約国からの新たな登録推薦、登録推薦書の作成における締約国グループ間の協力が生まれることが期待される。
- 暫定リスト作成のための締約国への支援及びキャパシティビルディング
74. グローバルストラテジーを履行するには、締約国が暫定リストの作成、更新、統合を行い、登録推薦書の作成を行うための技能を身につけることを支援するためのキャパシティビルディング及びトレーニング分野における協力が必要となることが考えられる。
75. 暫定リストの作成、更新、統合を目的とした国際的援助が締約国から要請されることが考えられる（第 VII 章参照）。
76. 諮問機関及び事務局は、審査ミッションの機会を活用して、暫定リスト及び登録推薦書の作成方法について、十分に代表されていない国を支援するための地域
- 決議 24COM VI.2.3.5(ii)参照

<sup>5</sup> 原文の英文は geo-cultural groupings

<sup>6</sup> 原文の英文は bio-geographic provinces

トレーニングワークショップを開催すること。

## II.D 顕著な普遍的価値の評価基準

ここにあげる基準は、以前は、文化遺産のための登録基準(i) - (vi) 及び自然遺産のための登録基準(i) - (iv)の2つのグループに分けられていたものである。第6回世界遺産委員会特別会合において、これら10の登録基準をひとまとめにすることが決議された(決議6 EXT.COM 5.1)。

77. 本委員会は、ある資産が以下の基準（の一以上）を満たすとき、当該資産が顕著な普遍的価値(段落 49-53 を参照)を有するものとみなす。
- (i) 人間の創造的才能を表す傑作である。
  - (ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。
  - (iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。
  - (iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。
  - (v) あるひとつの文化（または複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）。
  - (vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。
  - (vii) 最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。

- (viii) 生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。
- (ix) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。
- (x) 学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。

**78.** 顕著な普遍的価値を有するとみなされるには、当該資産が完全性及び/又は真正性の条件についても満している必要がある。又、確実に保護を担保する適切な保護管理体制がなければならない。

## **II.E 完全性及び/又は真正性**

### 真正性

- 79.** 登録基準(i)から(vi)に基づいて推薦される資産は真正性（オーセンティシティ）<sup>7</sup>の条件を満たすことが求められる。オーセンティシティに関する奈良ドキュメントを含む付属資料 4 には、資産の真正性を検証するための実践的な原則が示されている。以下にその要約を示す。
- 80.** 遺産が備えている価値を理解できる程度は、この価値に関する情報源がどの程度の信用性、真実性を有すると考えられるかに依存する。文化遺産の本来の特質と後年の変化に関連してその情報源を知り理解することは、真正性に係るあらゆる側面を評価する上での要件である。
- 81.** 文化遺産が備えている価値についての判断は、関連する情報源の信用性と同様に、文化ごとに異なる場合があるほか、単一の文化内においてさえ異なることが間がえられる。全ての文化は等しく尊重されるべきであることから、文化遺産の検討、判断は、第一義的には

<sup>7</sup> 真実性と訳されることもあるが、本指針では真実さ（truthfulness）と区別するために「真正性」を採用した。

自身の文化的文脈において行われなければならない。

82. 文化遺産の種類、その文化的文脈によって様ではないが、資産の文化的価値（登録推薦の根拠として提示される価値基準）が、下に示すような多様な属性における表現において真実かつ信用性を有する場合に、真正性の条件を満たしていると考えられ得る。
- 形状、意匠
  - 材料、材質
  - 用途、機能
  - 伝統、技能、管理体制
  - 位置、セッティング
  - 言語その他の無形遺産
  - 精神、感性
  - その他の内部要素、外部要素
83. 精神や感性といった属性を、実際に真正性の条件として適用するのは容易ではないが、それでもなお、それらは、例えば伝統や文化的連続性を維持しているコミュニティにおいては、その土地の特徴や土地感を示す重要な指標である。
84. これらの情報源をすべて利用すれば、文化遺産の芸術的側面、歴史的側面、社会的側面、科学的側面について詳細に検討することが可能となる。「情報源」は、文化遺産の本質、特異性、意味及び歴史を知ることが可能にする物理的存在、文書、口述、表象的存在のすべてと定義される。
85. 資産の登録推薦書を作成するなかで真正性の条件を考慮する場合は、締約国は、まず最初に、該当する重要な真正性の属性をすべて特定する必要がある。真正性の宣言において、これらの重要な属性のひとつひとつにどの程度の真正性があるか又は表現されているかを評価すること。
86. 真正性に関し、考古学的遺跡や歴史的建造物・歴史的地区を再建することが正当化されるのは、例外的な場合に限られる。再建は、完全かつ詳細な資料に基づいて行われた場合のみ許容され得るものであり、憶測の余地があってはならない。

#### 完全性

87. 世界遺産一覧表に登録推薦される資産は全て、完全性

決議 20 COM IX.13 参照

の条件を満たすことが求められる。

**88.** 完全性は、自然遺産及び/又は文化遺産とそれらの特質のすべてが無傷で包含されている度合いを測るためのものさしである。従って、完全性の条件を調べるためには、当該資産が以下の条件をどの程度満たしているかを評価する必要がある。

- a) 顕著な普遍的価値が発揮されるのに必要な要素がすべて含まれているか。
- b) 当該資産の重要性を示す特徴を不足なく代表するために適切な大きさが確保されているか。
- c) 開発及び/又は管理放棄による負の影響を受けているか。

以上について、完全性の宣言において説明を行うこと。

**89.** 登録価値基準(i)から(vi)までに基づいて登録推薦される資産は、資産の物理的構造及び/又は重大な特徴が良好な状態であり、劣化の進行による影響がコントロールされていること。また、資産が有する価値の総体を現すのに必要な要素が、相当の割合包含されていること。文化的景観及び歴史的町並みその他の生きた資産については、これらの独自性を特徴づけているや動的な機能が維持されていること。

登録価値基準 (i) - (vi) に基づいて登録推薦される資産に係る完全性の条件の適用例については、現在作成中。

**90.** 登録価値基準(vii)から(x)までに基づいて登録推薦される資産は、全て、生物物理学的な過程及び地形上の特徴が比較的無傷であること。しかしながら、いかなる場所も完全な原生地域ではなく、自然地域は全て動的なものであり、ある程度人間との関わりが介在することが知られている。伝統的社会や地域のコミュニティーを含めて、人間活動はしばしば自然地域内で行われる。そのような活動も、生態学的に持続可能なものであれば、当該地域の顕著な普遍的価値と両立し得る。

**91.** 以上に加えて、登録価値基準(vii)から(x)に基づいて登録推薦される資産は、各基準毎に完全性の条件が定義されている。

92. 登録価値基準(vii)に基づいて登録推薦される資産は、顕著な普遍的価値を有すると同時に、資産の美しさを維持するために不可欠な範囲を包含していること。例えば、滝を中心とする風景の場合、資産の美的価値に一体的に結びついた隣接集水域及び下流域を包含していれば、完全性の条件を満たす可能性がある。
93. 登録価値基準(viii)に基づいて登録推薦される資産は、関連する自然科学的関係において相互に関連し依存した鍵となる要素の全て又は大部分を包含していること。例えば、「氷河時代」の地域であれば、雪原、氷河そのもの及び氷食形状、堆積、棲みつきのサンプル（例えば、条線、モレーン、植物遷移の初期段階等）を包含していれば、完全性の条件を満たす可能性がある。また、火山の場合は、溶岩起源鉱物の完全な変形シリーズが残っており、噴出岩の種類や噴火の種類全て又は大部分が代表されていれば、完全性の条件を満たす可能性がある。
94. 登録価値基準(ix)に基づいて登録推薦される資産は、生態系及びそこに含まれる生物多様性を長期的に保全するために不可欠なプロセスの鍵となる側面を現すために十分な大きさを持ち、必要な要素を包含すること。例えば、熱帯雨林地域は、ある程度の標高変化、地形・土壌型の変化があり、パッチの系及びパッチの自然再生が見られれば、完全性の条件を満たす可能性がある。同様に、サンゴ礁であれば、例えば、海草やマングローブ、又はサンゴ礁への栄養塩や堆積物の流入を制御するその他近隣生態系を包含すれば、完全性の条件を満たす可能性がある。

95. 登録価値基準(x)に基づいて登録推薦される資産は、生物多様性の保全にとって最も重要な存在であること。生物学的に見て、最も多様性・代表性の高い資産のみがこの基準を満たし得ると考えられる。関係する生物地理区、生態系の特徴を示す動植物相の多様性を最大限維持するための生息環境を包含していることが求められる。例えば、熱帯サバンナの場合であれば、共進化した草食動物と植物の組み合わせが完全に残っていれば、完全性を満たす可能性がある。また、島嶼生態系の場合であれば、固有の生物相を維持するための生息環境を包含すべきである。広い生息域をもつ種を含む場合は、当該種の生存可能個体群サイズを確保するために不可欠な生息環境を包含するのに十分な大きさを確保すべきである。さらに、渡りの習性をもつ生物種を含む地域の場合は、繁殖地、営巣地、判明している渡りのルートが適切に保護されていることが求められる。

## II.F 保護管理

96. 世界遺産資産の保護管理にあたっては、顕著な普遍的価値及び完全性及び/又は真正性の登録時の状態が、将来にわたって維持、強化されるように担保すること。
97. 世界遺産一覧表に登録されているすべての資産は、適切な長期的立法措置、規制措置、制度的措置、及び/又は伝統的手法により確実な保護管理が担保されていなければならない。その際、適切な保護範囲（境界）の設定を行うべきである。締約国は、登録推薦資産についても、同様に、国、地域、市町村の各段階における適切な保護対策及び/又は伝統的手法による適切な保護対策を具体的に示すことが求められる。従って、締約国は、当該資産を保護するためにどのような措置が実施されているかについて分かりやすく解説した説明文を登録推薦書に添付すること。

### 立法措置、規制措置、契約による保護措置

98. 資産の存続を保証し、顕著な普遍的価値及び完全性及び/又は真正性に影響を及ぼす可能性のある開発等から資産を保護するための立法措置、規制措置を国及び地方レベルで整備することが求められる。また、締約国は、それらの施策を十分かつ効果的に実施する必要がある。

## 効果的な保護のための境界線の設定

99. 境界線を明確に設定することは、登録推薦資産を効果的に保護するための不可欠な要件である。境界線の設定は、資産の顕著な普遍的価値及び完全性及び/又は真正性が十分に表現されることを保証するように行われなければならない。
100. 登録基準(i)から(vi)に基づいて登録推薦される資産の場合は、資産の顕著な普遍的価値を直接的かつ具体的に表現しているすべての領域、属性を包含するとともに、将来の調査次第でそれらの理解を深めることに寄与する潜在的可能性を有する地域もあわせて含むように境界を設定すること。<sup>8</sup>
101. 登録基準(vii)から(x)に基づいて登録推薦される資産の場合は、世界遺産一覧表登録の根拠となる生息域、種、(生物学的、地質学的)過程又は現象を成立させる空間的要件を反映した境界を設定すること。推薦範囲外の浸食的人間活動や資源利用の直接的影響から資産の遺産価値を保護するために、顕著な普遍的価値を持つ範囲に直接的に隣接する地域について十分な範囲を含むようにすること。
102. 登録推薦資産の境界は、自然公園、自然保護区(リザーブ)、生物圏保護区(バイオスフィアリザーブ)、歴史的保護地区など、既存または計画中の保護区と重なる場合がある。これら既存の保護区内には管理水準の異なる複数のゾーンが設定されていることがあるが、必ずしも全てのゾーンが登録のための基準を満たすとは限らない。

## 緩衝地帯

103. 資産を適切に保全するために必要な場合は、適切に緩衝地帯(バッファゾーン)を設定すること。
104. 緩衝地帯は、推薦資産の効果的な保護を目的として、推薦資産を取り囲む地域に、法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網である。推薦資産の直接のセッティング、重要な景色やその他資産の保護を支える重要な機能をもつ地域又は特性が含まれるべきである。緩衝地帯を成す範囲は、個々に適切なメカニズムによって決定されるべきである。登録推薦の際には、

---

<sup>8</sup> 英語原文に不備が認められる。

緩衝地帯の大きさ、特性及び緩衝地帯で許可される用途についての詳細及び資産と緩衝地帯の正確な境界を示す地図を提出すること。

105. 設定された緩衝地帯が、当該資産をどのように保護するのかについての分かりやすい説明もあわせて示すこと。
106. 緩衝地帯を設定しない場合は、緩衝地帯を必要としない理由を登録推薦書に明示すること。
107. 通常、緩衝地帯は登録推薦資産とは別であるが、資産が世界遺産一覧表へ登録された後に緩衝地帯を変更する場合は、世界遺産委員会の承認を得ること。

### 管理体制

108. 各登録推薦資産には、資産の顕著な普遍的価値をどのように保全すべきか（参加型手法を用いることが望ましい）について明示した適切な管理計画の策定又は管理体制<sup>9</sup>の設置を行うこと。
109. 管理体制の目的は、登録推薦資産の現在及び将来に渡る効果的な保護を担保することである。
110. どのような管理体制が効果的かは、登録推薦資産のタイプ、特性、ニーズや当該資産が置かれた文化、自然面での文脈によっても異なる。管理体制の形は、文化的視点、資源量その他の要因によって、様々な形をとり得る。伝統的手法、既存の都市計画・地域計画手法やその他の計画手法が使われることが考えられる。
111. 上記の多様性を認識したうえで、効果的な管理体制に共通する要素として、以下のものが挙げられる。
  - a) すべての関係者が資産についての理解を十二分に共有していること。
  - b) 計画、実行、モニタリング、評価、フィードバックのサイクル。
  - c) パートナーと関係者が参加していること。
  - d) 必要な（人的、財政的）資源が割り当てられていること。

---

<sup>9</sup> 管理計画はないが管理体制は存在するという場合は、管理体制について文書で説明する必要がある。

- e) キャパシティビルディング。
  - f) 管理体制の運営に関するアカウントビリティと透明性。
- 112.** 効果的な管理には、登録推薦資産の保護、保全、及び公開に関して、長期的取組み/日常的活動のサイクルがある。
- 113.** さらに、条約の履行という観点から、世界遺産委員会はリアクティブモニタリング（第 IV 章参照）及び定期的報告（第 V 章参照）の手続きを設定している。
- 114.** 「連続性のある資産」については、個々の構成要素の管理を連携して行うための管理体制・メカニズムが不可欠であり、登録推薦書に明記することが求められる（第 137-139 段落参照）。
- 115.** 世界遺産委員会に資産を登録推薦した時点では、管理計画又はその他の管理体制が整備されていない場合も考えられる。その場合、当該締約国は、いつ管理計画・体制が整備されるのか、どのようにして新しい管理計画・体制の整備及び実施に必要な（人的、財政的）資源を確保するのかについて示すことが求められる。あわせて、管理計画が完成するまでの間についての管理方針を示す文書（作業計画等）を提出すること。
- 116.** 登録推薦資産の本来の特質が、人為的行為に脅かされいながら、なお登録基準及び第 78 段落から第 95 段落に既定されている真正性または完全性の条件を満たしている場合は、必要な是正措置について示したアクションプランを登録推薦ファイルとともに提出することが求められる。締約国が提出した是正措置が、締約国により提示された期限内に実施されない場合は、委員会で採択される手順に基づき、委員会は資産をリストから削除することを検討する（第 IV 章 C 参照）。
- 117.** 締結国には、世界遺産資産のための効果的な管理活動を効果的に実施する責任がある。締約国は、資産の管理者、管理権限を持つ機関その他のパートナー、及び資産管理関係者との緊密な連携を図ること。

118. 締約国が世界遺産管理計画及びトレーニングストラテジー中にリスク対策<sup>10</sup>の項目を含めることを、委員会は推奨する。 決議 28 COM 10B.4 参照

#### 持続可能な利用

119. 世界遺産資産は、生物学的、文化的に持続可能な様々な利用と両立し得る。締約国とパートナーは、そのような持続可能な利用が資産の顕著な普遍的価値や完全性/真正性を損なうことがないように努めなければならない。さらに、いかなる利用も生物学的、文化的に持続可能であることが求められる。但し、なかには人間による利用が適切ではない資産も存在する。

---

<sup>10</sup> 英語原文は risk preparedness。直訳すれば「リスク（に対する）準備度」。